

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和元年7月11日認可した。

令和元年7月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
高松市塩江町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）奥野地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）御殿場地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中下所南地地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）長野地区
〃	単独市費補助土地改良事業（農道事業）来栖農道地区
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）唐渡池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大谷上池地区